



2020年3月26日

各 位

上 場 会 社 名 ヤマハモーターロボティクス
ホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 石岡 修
(コード番号 6274 東証第一部)
問合せ先責任者 取締役 森 琢也
(電話番号 03-5937-6404)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるヤマハ発動機株式会社について、支配株主等に関する事項は、下記のとおりになりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(2019年12月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接保有分	合算対象分	計	
ヤマハ発動機株式会社	親会社	58.99	—	58.99	株式会社東京証券取引所 市場第一部

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1)親会社との関係

ヤマハ発動機株式会社（以下、「ヤマハ発動機」といいます。）は、当社の議決権の58.99%を所有する親会社および主要株主である筆頭株主です。

当社はヤマハ発動機の企業グループの中でロボティクス事業分野に属しており、当社グループとヤマハ発動機との間には、半導体製造装置であるフリップチップボンダの仕入及び販売、同装置を含む各種産業用装置の機能開発及びソフトウェア開発の委託及び受託、産業用装置のソフトウェアのライセンス供与、並びに情報システム運用業務の委託及び受託を行う等の取引関係があります。

当社の取締役のうち2名（うち1名は当社の代表取締役）が親会社の取締役又は執行役員としての地位を有しており、2名（うち1名は当社の代表取締役）が親会社の出身者です。また、当社グループの従業員2名が親会社に出向しており、親会社の従業員7名が当社グループに出向しています。（2019年12月31日現在）

当社取締役の親会社における役員の兼務状況は、下記のとおりです。

役員の兼務状況

(2019年12月31日現在)

役職	氏名	ヤマハ発動機での役職	就任理由
代表取締役	加藤 敏純	取締役常務執行役員 ソリューション・特機領域、 提携戦略管掌	多様な価値観の下での企業経営の高い能力、マーケティング分野における高い能力と専門性を有し、事業統合の完成に向けたリーダーシップの発揮、当社グループの企業価値向上への貢献及び取締役会の監督機能の強化を期待できることから就任頂きました。
取締役	太田 裕之	執行役員 ソリューション事業本部長	マウンター、FA システム市場の知見と事業戦略分野における高い能力と専門性を有し、当社グループの企業価値向上への貢献及び取締役会の監督機能の強化を期待できることから就任頂きました。

(2)親会社の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社グループは、ヤマハ発動機グループの一員として、研究開発、製品の供給等の事業活動において、ヤマハ発動機との協力関係を維持、発展させ、ヤマハ発動機グループのブランド力等の経営資源を有効に活用するとともに、ヤマハ発動機による合理的なガバナンス機能を発揮させつつ、上場企業として、全てのステークホルダーとコミュニケーションを深め、当社の強みを生かした自律性と緊張感のある経営を実践しております。

一方で、前述のとおりヤマハ発動機は当社の議決権を 58.99%所有しており、大株主としての権利行使を通じて、当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にあります。

また、当社の取締役9名のうち、ヤマハ発動機の取締役又は執行役員を兼務する者が2名、並びにヤマハ発動機出身者が2名おり、この取締役が取締役会における意見の表明を通じて、当社の経営方針の決定等について影響を及ぼしうる状況にあります。ヤマハ発動機からの出向者については、当社経営の独立性に影響を及ぼす立場にはありません。なお、当社の事業活動は、ヤマハ発動機及びそのグループ企業との取引に大きく依存する状況にはありません。

(3)親会社等からの独立性の確保について

当社取締役9名のうち4名がヤマハ発動機の兼任者又は出身者ですが、半数に至る状況にはなく、当社の経営方針や事業展開などに係る意思決定にあたっては、ヤマハ発動機から一定の独立性を確保し、当社の取締役が独自の経営判断に基づき行っており、当社や少数株主の利益を害することはないと判断しています。なお、当社の営業取引における親会社への依存度は低く、そのほとんどは当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっています。

3. 支配株主等との取引に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、次のとおり取引の適正性確保のための事前チェックおよび取引の適正性検証のための事後モニタリング体制を構築しております。

(1)適正性確保のための事前チェック体制

親会社およびその関連会社との取引は、第三者との取引と同様に、市場価格や当社採算などを勘案して、当該取引等の必要性、合理性、取引条件の妥当性が認められると判断される場合に限り行うものとします。親会社またはその関連会社との間で締結する契約は、すべて法務部門による法務審査および経営企画部門による内容審査を受けることとしており、取引が少数株主利益と相反する恐れがあると判断された場合は、取締役会に承認を求めることとしています。

(2)適正性検証のための事後モニタリング体制

親会社およびその関連会社との取引実績は、定期的に取り締役に報告され、取締役会は、取引実績の妥当性を監視し、利益相反状況を管理します。なお、妥当性に疑義ある場合は、速やかに是正を勧告し、是正措置の進捗につき継続的に報告を求めるものとします。

以 上